

◆高木真理委員 今出されました15号議案の修正案について、質疑させていただきます。

まず、提案者に伺います。3点あります。

1点目、今回の減額された修正案により、小児医療センター新病院建設がストップすることになりますが、このことによる工期への影響はどのくらいでしょうか。

また、コスト面ですが、延期により建設請負事業者には人や機械の手配が狂うことで生じるコスト増があります。また、建設物価が急上昇している現在の異常な状況の中では、遅れれば遅れるほど物価スライドなどのコストが上がってくる要素もございます。さらに、追加発注する契約も落札できる金額が上がってまいります。これらを踏まえ、コスト面での影響はどのくらいでしょうか。

2点目、新病院の開院が遅れることで、県内周産期の体制強化が遅れます。結果的に、より多く救えるはずの命が救えない事態になりますが、どうお考えでしょうか。

3点目、さいたま赤十字病院との工期がずれることになり、さいたま赤十字病院にも損害を与える可能性があります。その影響額をどう見積もっているか、損害金を請求される可能性はどうか、伺います。

また、併せて、病院事業管理者にも伺います。2点あります。

1点目、今回、金額の大きな不落事件の例は、福祉保健医療委員会の審査時点で把握していないという答弁がありました。その後の調査でどうでしょうか。

2点目、先ほどの修正提案理由に67号議案修正案に関連して小児医療センター新病院建設について一部手続に適切さを欠いているということが挙げられておりましたが、私は、福祉保健医療委員会の審査を通じて法的に問題になるような瑕疵は執行部になかったと判断をいたしました。病院事業管理者の見解を伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

◆高木真理委員 提案者のほうに再質問させていただきます。

今のお答えでは、私が質問した点に関しては67号議案に尽きるもので、こちらの15号議案のところでは関係ないというような感じの御答弁でありましたけれども、正に整合性を図ってこの修正案を出さなければならないぐらい密接に関連をしております。

結果的に、この減額修正を行う修正案の提出により、事実上工事はストップします。それについてお答えがないということは、そのような影響についてお考えいただいているということでしょうか。

◆高木真理委員 第 15 号議案の修正案に反対、原案に賛成の立場から討論いたします。

修正案は、第 67 号議案の修正案が可決したことによるものですが、今回、新病院建設に対して追加の補正予算を認めず、15 号議案からも新病院建設の増額分を削ることは、新病院建設をストップさせることを意味しています。

福祉保健医療委員会の 67 号議案の審査の中でも、執行部の対応に決定的な瑕疵があったことは認められず、何とか建設物価上昇の中にあっても少しでも建設費を抑えようとしたこと、さいたま赤十字病院との工期不整合による建設費増を招かぬよう早い契約を目指したことなど、コスト削減に努めていたことが明らかになっています。

それにもかかわらず工事をストップさせることのマイナスの影響には大きいものがあります。先ほどの質疑では、提案者がマイナスの影響について説明ができないという状況が明らかになりました。そんな曖昧な見込みの下に法的に瑕疵のない工事の手術を止め、完成時期を遅らせ、コスト増を招き、耐震性を欠く現病院で治療を続けていただく患者さんへの負担も生じさせる、そうした大きな負の県民負担を増やすことには賛成できません。また、何より大切な命を救えない可能性も高まります。

確かに、議会への説明をもう少し丁寧にしていただきたかったという事情はありますが、法的な瑕疵はないのに、議会側は自らのスケジュールに合わない案件は、命をないがしろにしても、経費が安くなっても、その都合に合わせろというのでしょうか。理解できません。

よって、15 号議案については修正案に反対、原案に賛成といたします。